

平成26年度 伊豆市の人事行政等の運営状況について

地方公務員法第58条の2及び伊豆市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などの状況を公表します。これは人事行政の状況を公表することにより、その公平性と透明性を高めることを目的としています。

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数(人)			主な増減理由
		平成25年	平成26年	対前年増減	
一般会計	一般行政	281	285	4	秘書・防災スタッフの充実
	教育	64	61	△3	幼稚園減・用務員不補充
	小計	345	346	1	
特別会計	水道	10	10		
	下水道	8	8		
	その他	26	25	△1	保険スタッフの減
	小計	44	43	△1	
合計		389	389		

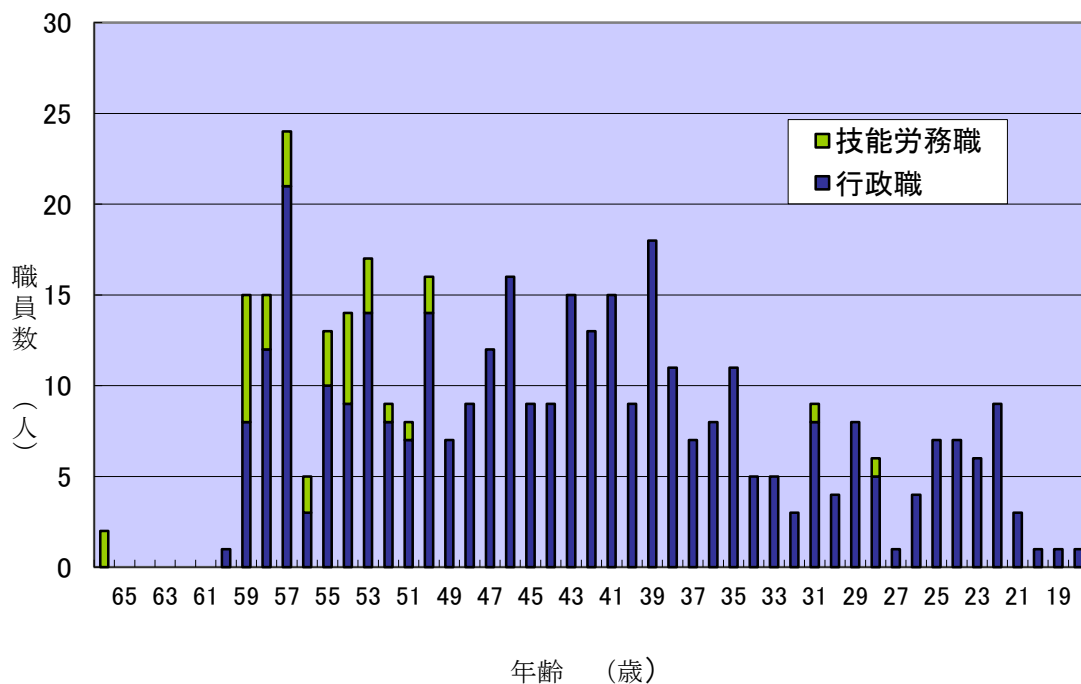
※ 職員数は教育長を含む一般職員数で、市長・副市長を除きます。

(2) 採用及び退職の状況（平成25年度）

職種	区分	採用(人)	離職(人)								
			退職					免職		失職	合計
			定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒		
行政職		13	6	4	2	0	0	0	0	0	12
技能労務職		1	3	0	0	0	0	0	0	0	3
合計		14	9	4	2	0	0	0	0	0	15

※ 採用は、平成25年4月2日から平成26年4月1日の間に採用した者の人数です。

(3) 年齢別職員数の状況（平成26年4月1日現在）



(4) 定員適正化のための数値目標

基準となる職員数 平成25年4月1日	目標の職員数 平成26年4月1日	実績		
		平成26年4月1日	1年間の削減数	1年間の削減率
388人	377人	388人	0人	0

2 給与の状況

(1) 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成25年4月1日現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率(B) / (A)
33,855人	16,306,622千円	2,810,299千円	17.3%

(2) 職員（特別職を除く）給与費の状況（平成26年度一般会計当初予算）

職員数(人) (A)	職員給与費				一人当たり給与費 (B) / (A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 351	千円 1,348,095	千円 157,227	千円 489,169	千円 1,994,491	千円 5,682

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,400 円	361,186 円	42.8 歳
技能労務職	261,100 円	280,609 円	54.7 歳

※ 平均給与月額とは、給料および職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等）の合計の平均月額です。

(4) 初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		伊豆市	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	短大卒	152,800 円	—
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円
	中学卒	129,200 円	129,200 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年～15年	経験年数 15年～20年	経験年数 20年～25年
一般行政職	大学卒	269,400 円	323,900 円	365,100 円
	短大卒	261,500 円	303,900 円	336,000 円
	高校卒	222,000 円	267,200 円	307,900 円
技能労務職	高校卒	—	248,100 円	239,900 円
	中学卒	—	—	247,200 円

※ 採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、経験年数に加算します。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1 級	主事	3 9	15.1
2 級	副主任	1 5	5.8
3 級	主任	6 1	23.7
4 級	主査	5 6	21.7
5 級	主幹、支配人、指導主事、統括園長	4 9	19.0
6 級	課長、参事、支所長、清掃センター所長、議会事務局次長、図書館長	2 8	10.8
7 級	部長、理事、会計管理者、教育委員会事務局次長、学校教育統括監、議会事務局次長	1 0	3.9
計		2 5 8	100.0

※ 「伊豆市職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の適用を受ける職員のうち、看護・保健職、福祉職、教育職等を除く一般行政職の職員数です。

※ 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 期末・勤勉手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）（単位：月分）

区 分	伊 豆 市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 225	0. 675	1. 90	1. 225	0. 675	1. 90
12 月期	1. 375	0. 675	2. 05	1. 375	0. 675	2. 05
計	2. 60	1. 35	3. 95	2. 60	1. 35	3. 95

(8) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	伊 豆 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21. 62 月分	27. 025 月分	21. 62 月分	27. 025 月分
勤続 25 年	30. 82 月分	36. 57 月分	30. 82 月分	36. 57 月分
勤続 35 年	43. 70 月分	52. 44 月分	43. 70 月分	52. 44 月分
最高限度	52. 44 月分	52. 44 月分	52. 44 月分	52. 44 月分

(9) その他の主な手当の内容

ア 特殊勤務手当（平成 25 年度普通会計決算）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %
支給総額	0 千円
1 人当たり平均支給年額	0 千円
手当の種類	危険手当 不快手当

イ 時間外勤務手当（平成 24、25 年度普通会計決算）

平成 25 年度	支給総額	40, 043 千円
	支給職員 1 人当たり支給年額	136 千円
平成 24 年度	支給総額	37, 838 千円
	支給職員 1 人当たり支給年額	127 千円

ウ 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

	内 容	国の制度との異同	
扶養 手当	(ア) 配偶者	13, 000 円	同じ
	(イ) 配偶者以外 1 人につき	6, 500 円	
	①職員に配偶者がいない場合 そのうち 1 人について	11, 000 円	
	②満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの子 1 人につき、5, 000 円を加算		

住居 手当	<借家・借間> (ア) 支給要件 自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの (イ) 支給額 ① 月額 23,000 円以下の家賃 家賃額-12,000 円 ② 月額 23,000 円を超え、55,000 円未満の家賃 (家賃額-23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ③ 月額 55,000 円以上の家賃 27,000 円	同じ																										
通勤 手当	<普通交通機関> ① 支給額 運賃等に相当する額（定期券の場合は、6 箇月を超えない範囲内の最長通用期間） ② 支給限度額 55,000 円 <自動車等の使用者> (徒歩による通勤距離が 2km 以上であること) ① 支給額 (月額) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>片道 5km 未満</td><td style="text-align: right;">2,000 円</td></tr> <tr><td>片道 5km 以上 10km 未満</td><td style="text-align: right;">4,100 円</td></tr> <tr><td>片道 10km 以上 15km 未満</td><td style="text-align: right;">6,500 円</td></tr> <tr><td>片道 15km 以上 20km 未満</td><td style="text-align: right;">8,900 円</td></tr> <tr><td>片道 20km 以上 25km 未満</td><td style="text-align: right;">11,300 円</td></tr> <tr><td>片道 25km 以上 30km 未満</td><td style="text-align: right;">13,700 円</td></tr> <tr><td>片道 30km 以上 35km 未満</td><td style="text-align: right;">16,100 円</td></tr> <tr><td>片道 35km 以上 40km 未満</td><td style="text-align: right;">18,500 円</td></tr> <tr><td>片道 40km 以上 45km 未満</td><td style="text-align: right;">20,900 円</td></tr> <tr><td>片道 45km 以上 50km 未満</td><td style="text-align: right;">21,800 円</td></tr> <tr><td>片道 50km 以上 55km 未満</td><td style="text-align: right;">22,700 円</td></tr> <tr><td>片道 55km 以上 60km 未満</td><td style="text-align: right;">23,600 円</td></tr> <tr><td>片道 60km 以上</td><td style="text-align: right;">24,500 円</td></tr> </table> <普通交通機関と自動車等の併用者> ① 支給額 運賃等相当額と自動車等の額の合計額 ② 支給限度額 55,000 円	片道 5km 未満	2,000 円	片道 5km 以上 10km 未満	4,100 円	片道 10km 以上 15km 未満	6,500 円	片道 15km 以上 20km 未満	8,900 円	片道 20km 以上 25km 未満	11,300 円	片道 25km 以上 30km 未満	13,700 円	片道 30km 以上 35km 未満	16,100 円	片道 35km 以上 40km 未満	18,500 円	片道 40km 以上 45km 未満	20,900 円	片道 45km 以上 50km 未満	21,800 円	片道 50km 以上 55km 未満	22,700 円	片道 55km 以上 60km 未満	23,600 円	片道 60km 以上	24,500 円	同じ
片道 5km 未満	2,000 円																											
片道 5km 以上 10km 未満	4,100 円																											
片道 10km 以上 15km 未満	6,500 円																											
片道 15km 以上 20km 未満	8,900 円																											
片道 20km 以上 25km 未満	11,300 円																											
片道 25km 以上 30km 未満	13,700 円																											
片道 30km 以上 35km 未満	16,100 円																											
片道 35km 以上 40km 未満	18,500 円																											
片道 40km 以上 45km 未満	20,900 円																											
片道 45km 以上 50km 未満	21,800 円																											
片道 50km 以上 55km 未満	22,700 円																											
片道 55km 以上 60km 未満	23,600 円																											
片道 60km 以上	24,500 円																											

(10) 特別職の給与等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

		給料・報酬月額	期末手当の支給割合	
給 料	市長	780,000 円	6 月期	1.90 月分
	副市長	660,000 円	12 月期	2.05 月分
			計	3.95 月分
報 酬	議長	350,000 円	6 月期	1.70 月分
	副議長	290,000 円	12 月期	1.85 月分
	議員	260,000 円	計	3.55 月分

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間（平成 26 年 4 月 1 日現在）

1 日当たりの勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分 ～ 13 時 00 分

※ 庁舎勤務職員の休憩時間は、11:30～12:30 と 12:30～13:30 の 2 交替制を実施している部署もあります。

(2) 休暇制度の導入状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求	20 日を限度として付与（翌年に 20 日を限度に繰越可）
主な特別休暇	ドナー休暇	骨髄液提供のための検査、入院	必要と認める期間
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護	年 5 日以内（対象の子が 2 人以上の場合は 10 日以内）
	短期介護休暇	要介護者の介護、付添いなど	年 5 日以内（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日以内）
	ボランティア休暇	自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動（被災者支援、社会福祉施設での活動など）	年 5 日以内
	結婚休暇	結婚	5 日以内
	産前休暇	6 週間以内に出産予定	産前 6 週間
	産後休暇	出産	産後 8 週間
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付き添い	2 日以内
	男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後中に、当該子又は小学校就学前の子を養育	5 日以内
	忌引休暇	親族の死亡	親族に応じて 1 日～10 日
	夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持、家族生活の充実	7 月から 9 月までの期間内で 3 日以内
妊娠障害休暇	妊娠に起因する障害	必要な時間	
病気休暇	負傷又は疾病による療養	公傷病－必要な期間 私傷病－90 日以内	
組合休暇（無給）	職員団体の業務又は活動	30 日以内	
介護休暇（無給）	同居する配偶者、父母、子、祖父母等を 2 週間以上にわたり介護	連続する 6 月の期間内	

※ 特別休暇には上記以外に「公民権の行使」、「官公署への出頭」、「保育時間」、「父母の追悼」、「災害による住居の滅失・損壊」、「災害・交通機関の事故による出勤困難」、「災害による退勤回避」、「生理」、「妊娠職員の通勤緩和」、「妊娠・出産後の健康診断」、「妊娠中の休息・補食」、「感染症予防法による交通遮断・隔離」があります。

- (3) 年次有給休暇の使用状況（平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）

対象職員数	平均取得日数	消化率
260 人	11.2 日	28.5 %

※ 対象職員数は、市長部局に所属する職員で平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の期間に在職した数です。

- (4) 育児休業及び部分休業の取得者数（平成 25 年度）

	育児休業（人）	部分育児休業（人）
男性	0	0
女性	5	3
合計	5	3

※ 平成 25 年度に新たに育児休業又は部分休業を取得した職員数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分者数（平成 25 年度）

降任	免職	休職	降給	合計
0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

※ 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分です。

- (2) 懲戒処分者数（平成 25 年度）

戒告	減給	停職	免職	合計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 サービスの状況

- (1) 兼職・兼業の許可件数（平成 25 年度）

許可件数（件）
3 件

- (2) 職務専念義務免除の状況（平成 25 年度）

承認件数（件）
2 1 2 件

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（平成 25 年度）

	研修名	主催機関	受講人数 (人)
階層別 研修	新規採用職員予定者事前研修	東部地域市町合同	8
	新規採用職員研修	静岡県町村会	12
	新任監督者（主査）職員研修	静岡県町村会	18
	新任課長級研修	東部地域市町合同	6
専門 研修	リーダーシップ向上講座	(財) 静岡総合研究機構	4
	生き生きとした職場づくり講座	(財) 静岡総合研究機構	4
	タイムマネジメント講座	(財) 静岡総合研究機構	3
	コミュニケーション能力向上講座	(財) 静岡総合研究機構	3
	民法研修会	静岡県町村会	8
	政策法務基礎研修会	静岡県町村会	2
	地方自治法研修会	静岡県町村会	7
	行政法研修会	静岡県町村会	4
	法制執務講座（初級編）	静岡県町村会	2
	法制執務講座（中級編）	静岡県町村会	7
	地方公務員法研修会	静岡県町村会	3
	中堅職員研修	静岡県町村会	6
	OJT研修	静岡県町村会	6
接遇研修	市	61	
その他 研修	新入社員ビジネスマナー研修会	三島信用金庫	6
	新社会人・社員のためのビジネスマナー研修	N T T 沼津ビル	6
	東部ブロック研修	市研協東部ブロック	2
	自治大学校研修	自治大学校	1
	市町村アカデミー研修	市町村アカデミー	2
	平塚市交流研修	市	4

(2) 勤務成績の評定の状況（平成 25 年度）

平成 19 年度において、職員の日常業務における能力と取組姿勢を評価する「プロセス評価」と目標管理の手法を用いた「業績評価」から成る「人事評価システム」を構築し、平成 21 年度から試行を実施しました。平成 24 年度からは、評価データの蓄積を行い人事及び昇任の資料としています。

組織の活性化・効率化及び職員の意欲を向上させるために、能力・実績に応じた評価についてさらに検討していきます。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（平成 25 年度）

区 分	人 数	比 率
職場集団検診受検者数	332 人	82.4%
人間ドック受検者数	57 人	14.6%
未受検者数	12 人	3.0%
計（職員数）	391 人	100.0 %

(2) 公務災害等の認定状況等（平成 25 年度）

区 分		認定件数
認 定	公務災害	2 件
	通勤災害	0 件
	計（件）	2 件

(3) 福利厚生状況

静岡県市町村職員共済組合に加入し、組合員（職員）や被扶養者の病気予防と健康増進に関する福祉事業を実施しています。

また、条例に基づき「伊豆市職員互助会」を組織し、職員の福利厚生の充実に努めています。平成 25 年度の互助会に対する公費の負担率は、運営費に対し 14.7%となっており、健康増進を目的とした事業に充てています。

なお、事業内容は、毎年理事会において見直しを行なっています。

(4) 公平委員会に対する措置要求等の状況（平成 25 年度）

区 分	件 数
勤務条件に対する措置要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	0 件

※ 伊豆市は、平成 21 年度から伊豆の国市と共同で公平委員会を設置しています。